

# INNOVERA光サービス契約約款 別紙料金表

2020年1月1日

## 第1章 計算方法等

### 第1条 (料金の計算方法等)

1. 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金に関する料金は、各月初日から末日を1料金月として計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
2. 弊社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）を以下各号の定めに応じて計算し、課金します。
  - ① 料金月内にIP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があった月は、サービス提供の開始日から末日までの期間に相当する額を課金する。
  - ② 料金月内に契約の解除又は付加機能の廃止があったときは、月初日からサービス提供の終了日までの期間に相当する額を課金する。
  - ③ 同一料金月内に、課金開始日と課金終了日があったときは、サービス提供開始日から終了日までの期間に相当する額を課金する。
3. 通信料金については、弊社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、第1項の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
4. 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

### 第2条 (端数処理)

弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第3条 (料金等の支払い)

1. 契約者は、料金及び工事に関する費用について、弊社が定める期日までに、弊社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
2. 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### 第4条 (料金の一括後払い)

弊社は、弊社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を弊社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第5条 (消費税相当額の加算)

1. 第32条（基本料金の支払義務）の規定から第35条（工事費の支払義務）の規定、その他本約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。
2. 弊社は、消費税相当額の計算において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとします。

### 第6条 (料金等の臨時減免)

弊社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとNTT東西が判断し、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免した場合は、この約款の規定にかかわらず、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

### 第7条 (割引)

弊社請求において同一請求単位の契約者が、下記に定めるサービスと同時に本サービスを利用する場合に限り、本サービスの一部料金を割引する事があります。なお、弊社が定める商品の契約を解除した場合、割引の適用は終了するものとします。

- INNOVERA PBX

- INNOVERA Outbound
- FoNEX

## 第2章 料金

### 第8条 (事務手数料)

INNOVERA光サービスの事務手数料は下表に基づき計算します。

項目名	費用	備考
新規事務手数料	1,800円	全プラン共通
転用事務手数料	1,800円	全プラン共通
転用キャンセル手数料	30,000円	全プラン共通

### 第9条 (初期工事費)

INNOVERA光サービスの初期工事費は下表に基づき計算します。ただし、工事内容によって追加費用が発生する場合があります。

項目名	費用	備考
INNOVERA光 新規開通工事費	18,000円	派遣工事 (平日)
INNOVERA光 新規開通工事費	21,000円	派遣工事 (土・日・祝)
INNOVERA光 新規開通工事費	2,000円	無派遣工事

### 第10条 (月額基本料)

INNOVERA光サービスの月額基本料は下表に基づき計算します。

項目名	INNOVERAセット割引	費 (月額)
INNOVERA光	有り	3,900円
ファミリータイプ	無し	4,200円
INNOVERA光	有り	2,800円
マンションタイプ	無し	2,900円

以上